

yyy 明日からきつと役に立つ yyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyy

◆スキルアップマガジン ～Y's ラーニングからのご案内～

<http://yslearning.com/>

yy

ごあいさつ

Y's ラーニングの浮島です。

関東は比較的暖かい2月でした。
皆様のお住まいではいかがでしたでしょうか。
雨模様の日も増え、三寒四温、春が近づいていますね。

Y's ラーニング株式会社 代表 浮島 由美子

【本号の内容】

- 1. RIC コールセンターキャンパス・実践講座のご案内
 - 2. 「知ってる？コンプライアンス」その27 労働基準法7
 - 3. 「お役立ち！ミニミニ知識の泉」あなたを助けるビジネスの法則19
- ※正しいビジネス用語・敬語クイズ64
-

::*::*:*::*:*::*:*::*:*::*:*::*:*::*:*::*:*::*:*::*:*::*:*::*::

1. RIC コールセンターキャンパス・実践講座のご案内

::*::*:*::*:*::~

RIC コールセンターキャンパスでは、コールセンターに特化した研修が、
年間を通じて受講いただけます。
来年の東京講座の予定が発表されました。

Y's ラーニングは、以下の日程を担当します。

3月27日（水）実践！使えるFAQ講座～作成編～

※「実践！使えるFAQ講座～設計編～（Me-rise）」との
お得な「通し受講」もあります。

<http://callcenter-japan.com/campus/>

★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★

2. 知ってる？コンプライアンス 27

★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★

現代の企業経営にとって、重要な「コンプライアンス」。
この複雑な社会、何が「社会的ルールに従っている」ことなのか自信ありますか？
具体的に「コンプライアンス」の事例をみていきましょう。

その27：労働基準法（7）

労働基準法の概略、最後に「こんなことも規定されています」といった項目を
みておきましょう。

技能者の養成

徒弟の弊害排除（第69条）

徒弟、見習、養成工その他の名称の如何を問わず、技能習得を目的とする者で
あることを理由に労働者を酷使してはならない。

「見習い」でも「研修中」でもお給料は払いなさい、ということです。

災害補償

療養補償（第75条）

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、必要な療養を行ない又は
必要な療養の費用を負担しなければならない。

休業補償（第76条）

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合で、療養のため労働できず賃金を
受けない場合は療養期間中1日につき平均賃金の60%の休業補償を行わなければ
ならない。会社側は大変です。

就業規則

作成及び届出の義務（第89条）

常時10人以上の労働者を使用する場合、就業規則を作成し行政官庁に届け出
なければならない。変更した場合も同様とする。

基準は10人なんですね。

作成の手続（第90条）

就業規則の作成、変更については労働組合等の意見を聞かなければならない。
そして「10人」でも組合（もしくはそれに準ずるもの）が必要ということですね。

制裁規定の制限（第91条）

減給の制裁を定める場合は、1回の減給額が平均賃金1日分の半額を超え、
総額が1賃金支払期における賃金総額の10分の1を超えてはならない。

いきなり、「来月から半額！」なんて制裁はできません。

法令等の周知義務（第106条）

この法律及び就業規則等を労働者に周知させなければならない。

このシリーズでのご案内は労基法の全体ではなく、重要と思われる一部です。
でも、労使双方が正しく理解してこそその法令遵守です。
守って守られましょう。

★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★

3. 「お役立ち！ミニミニ知識の泉」あなたを助けるビジネスの法則19

★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★**★

ビジネスに必要な知識やスキルって幅広い。
ここでは限定せずにあれこれ拾っていきましょうと思っています。

「あなたを助けるビジネスの法則」

世の中には「法則」と呼ばれるものがたくさんあります。
科学的な根拠のある「法則」も誰かの（または大勢の）経験則による「法則」も、
いろいろありますね。
仕事に役立つような「法則」を探してみましょう。

第19回 ダニング＝クルーガーの法則

「できる」という人は実はできない？こんなショッキングな法則があります。

- ・人は、自分の能力が不足していることを認識できない
- ・人は、自分の能力の不十分さの程度を認識できない
- ・人は、他者の能力を正確に推定できない

ただし、

その能力について訓練を積んだ後には、自身の能力の欠如を認識できる。

怖いのは

「自らの能力の低さを認識することの困難さが過剰な自己評価につながる」ことです。

「ええーっ、本当？私は身の程を知ってますよー」と思った方も多いでしょう。
でも、これはれっきとした「認知心理学」、実験によって得られた結果なのです。

この法則は二人の心理学者によって報告されました。

「ダニング＝クルーガー効果」とも呼ばれています。

デイヴィッド・ダニング博士とジャスティン・クルーガー博士はこの報告により
イグノーベル賞の心理学賞を受賞しています。（ノーベル賞ではないですよ）

自身の能力に対する過大評価の傾向は、読解や診療、自動車の運転、チェスやテニスの試合、論理的思考力や一般学力試験にまで幅広く見られたそうです。

この効果について初めて知った人の多くは、
「私のまわりにも自分を勘違いしている人はいますね」と答えるそうです。
この時点でも、「まさに自分が該当する」かもしれないとは考えていないんですね。

自分を正しく知って大事ですね。
そして教育も大切！

【正しいビジネス用語・敬語クイズ】

問題 6 4

「すごい」と「すごく」は本来使い方が違いますが、話し言葉ではよく間違った使用を耳にします。間違った使用はどれでしょう。

- (1) この映画はすごい人気です。
- (2) この子役はすごくかわいいです。
- (3) 昨日すごい美味しいお寿司を食べました。
- (4) 昨日のお寿司はすごく高かったです。

○。

「スキルアップマガジン」は、Y's ラーニングのお客様、および Y's のスタッフが名刺交換させていただいた皆様にお送りしています。
あなたのスキルアップに役立つ情報をお届けする無料のメールマガジンです。
ぜひ、ご愛読くださいますようお願い申し上げます。

※皆様からのご意見・ご感想・ご要望、お待ちしております。

→E-mail : info@yslearning.com

→Y's ラーニングお問い合わせフォーム : <http://yslearning.com/お問い合わせ/>

※配信停止をご希望の方は、「配信停止」とご記入の上、
お手数ですが、停止希望のメールアドレスを上記までご連絡ください。

※配信先の変更がある場合は、「配信先変更」とご記入の上、
旧配信先と新しい配信先をご記入の上を上記までご連絡ください。

○。

2019.2.26 号

【正しいビジネス用語・敬語クイズ *解答】

解答 6 4

(3)

「すごい」はもともと程度や状態がはなはだしいことを表す形容詞です。

文法的に言えば、「すごく」は「すごい」の連用形です。

うしろに名詞がくる時は「すごい」、形容詞などがくるときは「すごく」です。

(3) のような使い方は話し言葉で意味を強調したいときに使われるようになってしまったようです。気を付けましょう。